

離職等によって住居を失った又はそのおそれのある方へ ～ 住居確保給付金事業のご案内 ～

住居確保給付金事業とは

(1) 家賃補助

離職や自営業の廃止、またはやむを得ない休業等により収入が減少し、就労能力及び就労意欲があるにもかかわらず、住居を失った又は失うおそれのある方に対し、家賃相当分の給付金を支給し、住居と就労機会の確保に向けた支援を行います。

(2) 転居費用補助

同一の世帯に属していた方の死亡、本人又は同一の世帯に属する方の離職、休業等により収入が著しく減少したことで経済的に困窮し、住居を失った又は失うおそれがあり、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められる方に対し、転居に要する費用を支給します。

家賃補助について

(1) 支給対象者

支給申請時に以下の①から⑦の要件に該当する方が対象となります。

- 離職等またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を失ったまたは失うおそれがあること。
- 申請日において、離職等の日から2年以内であること。または、やむを得ない休業により収入が減少し、離職または廃業の場合と同程度の状況にあること。
※疾病、負傷、育児等で連続して30日以上求職活動が出来なかった方は、その日数を考慮できる場合があります。
- 申請日の属する月において、世帯の生計中心者であること。
- 申請日の属する月において、申請者の属する世帯全員の収入の合計額及び金融資産の合計額が、下記表中(B)及び(C)の額以下であること。

区分	基準額(A)	収入基準額(B)	資産要件(C) (預貯金及び現金の合計額)
単身世帯	90,000円	90,000円＋家賃(上限35,000円)	540,000円
2人世帯	132,000円	132,000円＋家賃(上限42,000円)	792,000円
3人世帯	159,000円	159,000円＋家賃(上限46,000円)	954,000円

- ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
※常用就職:期間の定めのない労働契約または機関の定めが6月以上の労働契約による就職のこと。
※最長6か月間に限り、自営業の自立に向けた活動を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる場合があります。
- 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者全員が、自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付金等を受けていないこと。
※職業訓練受講給付金との併給は可能です。
- 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

(2) 支給額

住居確保給付金支給額 = 基準額 + 賃貸借契約書に記載された家賃月額(上限関係なく) - 世帯収入額
支給上限額: 35,000円/月(単身世帯) 42,000円/月(二人世帯)

○ 単身世帯の場合

- ・月収90,000円以下の方は住居確保給付金支給額は家賃額(上限額35,000円)となります。
- ・月収90,000円を越える方は上記の数式により算定された額となります。

例) 家賃額50,000円、月収110,000円の方の場合

$$\text{住居確保給付金支給額} = 90,000\text{円} + 50,000\text{円} - 110,000\text{円} = 30,000\text{円}$$

(3) 支給期間

支給期間は原則3ヶ月ですが、一定の要件を満たす方については、申請により支給期間(3ヶ月)を2回まで延長する事ができます。

また、住居確保給付金の支給期間終了後、常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇・離職となった方は、再支給(最大9ヵ月)を受けることができます。

※なお、令和5年4月より、解雇された方だけでなく、支給終了後増収により収入基準額以上の収入を得たものの、新たに収入が減少し離職・廃業と同程度の状態にある方も対象となります。

転居費用補助について

(1) 支給対象者

支給申請時に以下の①から⑧の要件に該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居を失ったまたは失うおそれがあること。
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
- ③ 申請日の属する月において、世帯の生計中心者であること。
- ④ 申請日の属する月における世帯収入額が、基準額(おもて面表(A)参照)及び申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額(申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額)を合算した額以下であること。
- ⑤ 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、おもて面表(C)の額以下であること。
- ⑥ 生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。
※転居に伴い一月あたりの家賃額が減少する場合だけでなく、増加する場合であっても、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれる等の事情があれば、必要性が認められることがあります。
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者全員が、自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付金等を受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

(2) 支給額

支給上限額: 105,000円/月(単身世帯) 126,000円/月(二人世帯)

申請者が実際に転居に要する経費のうち、以下の経費を支給します。

- ・転居先への家財の運搬費用
- ・転居先の住宅に係る初期費用(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料)※敷金・前家賃等は対象外
- ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用(転居前の住宅に係る費用を含む)
- ・鍵交換費用

お問い合わせ先

住居確保給付金事業 生活サポート相談窓口

◎山形市社会福祉協議会
山形市城西町二丁目2-22
TEL: 023-676-7223

◎山形市福祉推進部生活支援課
山形市旅籠町二丁目3-25
TEL: 023-641-1212(内線654)